

## 議案第109号

### 宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の 指定の件

下記のとおり宇部市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

#### 1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市メディカルクリエイティブセンター	宇部市東小串一丁目1番36号

#### 2 指定管理者の候補者

宇部市南小串一丁目2番11号

一般社団法人霜仁会

会長 福田 進太郎

#### 3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



## 宇部市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者の候補者の選定結果について

指定管理者の指定期間の満了に伴い、宇部市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者の候補者を次のとおり選定しましたので、お知らせします。

### 1 施設の名称

- (1) 名 称 宇部市メディカルクリエイティブセンター
- (2) 位 置 宇部市東小串一丁目 1 番 36 号

### 2 指定管理者の候補者

- (1) 団 体 名 一般社団法人 霜仁会
- (2) 代表者名 会長 福田 進太郎
- (3) 主たる事務所の所在地 宇部市南小串一丁目 2 番 11 号

### 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定理由

宇部市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者の候補者の選定に当たり、単独指定を行った上記団体の事業計画を、宇部市メディカルクリエイティブセンター指定管理者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価しました。その結果を踏まえ、次の理由により上記団体を候補者に決定しました。

当該施設は、医療福祉分野における新事業等の創出を支援することを目的とした、山口大学医学部との産学公連携による研究開発拠点として整備した施設であり、施設管理に加え、山口大学医学部との連携、入居者への適切な支援・アドバイスなどが管理運営上求められることから、「一般社団法人霜仁会」がこれらの業務を担うのに最適である。

また、選定委員会審査における当該候補者の審査結果が、77.8 点となり、60 点以上となつたことから、候補者として決定する。

### 5 審査結果 (100 点満点換算)

審査基準	配 点	候補者
1 入居者の平等な利用を確保することができるものであること。	20	15.6
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	30	22.4
3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	10	8.0
4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	30	24.8
5 その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	10	7.0
合 計 点	100	77.8

## 一般社団法人 霜仁会の概要

団体名	一般社団法人 霜仁会（代表者：会長 福田 進太郎）
団体の主たる事務所の所在地	〒755-0046 宇部市南小串一丁目2番11号
設立年月日	昭和55年8月15日 社団法人として認可 平成25年4月1日 一般社団法人へ移行
会員数	6,460名（令和5年4月1日現在） ※山口大学医学部の卒業生・在学生等で構成
団体設立の目的	山口大学医学部医学科卒業生の相互の親睦・交流と啓発を図り、山口県における医学教育・研究の振興を図り、地域医療の充実と公衆衛生の向上に寄与するため。
活動内容・活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口大学医学教育研究助成</li> <li>・ 山口県における医学教育研究の助成</li> <li>・ 公衆衛生の向上のための教育助成</li> <li>・ 霜仁会賞による学術研究発展奨励事業</li> <li>・ 霜仁会検査センターの運営（病理検査、細胞診検査等）</li> <li>・ 会員への会報の発行（年4回程度）</li> <li>・ 霜仁会ホームページの管理</li> </ul>
職員数	10人 (霜仁会検査センター職員6人、管理職員1人含む)

## 宇部市メディカルクリエイティブセンター(MCC)の概要



所在地／東小串一丁目 1 番 36 号

本 館／平成 15 年 4 月供用開始

別 館／平成 24 年 10 月供用開始

### 【 設置目的 】

- 医療福祉分野での新事業・新産業の創出を支援するため、産学公連携による研究開発拠点として山口大学医学部の隣接地に整備。

### 【 入居対象者 】

- 医療福祉分野において、新たに事業化を目指す企業等
- 医療福祉分野において、産学共同による研究開発を行う企業等

### 【 利用料金及び入居状況 】

- MCC 本館（平成 15 年 3 月建築、鉄骨造 2 階建、延床面積約 974 m<sup>2</sup>）

部屋名称	部屋面積 月額賃料（税込）	入居状況
産学共同研究開発室 A (101～104 号室)	約 66 m <sup>2</sup> 72,600 円	101 号室／山口大学大学院医学系研究科（ヒト型 BBB in vitro モデルキットの開発・販売・受託試験） 102 号室／(株)スペース・バイオ・ラボラトリーズ（山口大学と連携している細胞移植と再生医療とロボットを活用したリハビリテーションの統合による完治システム開発事業） 103・104 号室／山口大学大学院医学系研究科（「C 型肝炎ウイルスに起因する肝硬変に対する自己骨髄細胞投与療法」の事業化に向けた、山口大学と澁谷工業株式会社による共同研究事業）
産学共同研究開発室 B (201～203 号室)	約 46 m <sup>2</sup> 50,600 円	201・202・203 号室／株医療福祉工学研究所（医療画像の遠隔読影システム構築による医療画像コンサルティングサービス事業）
インキュベートルーム (204～207 号室)	約 33 m <sup>2</sup> 36,300 円	204 号室／NPO 法人やまぐち健康福祉ネットワーク機構（地域医療ネットワークの活用推進事業） 205 号室／澁谷工業（株）（山口大学が開発した「自己完結型肝硬変再生療法」の治験及び承認業務のサポート、新たな培養法の開発） 206 号室／株医療福祉工学研究所 207 号室／(有)メディカルソフトウェアラボラトリ（地域医療情報ネットワークの構築・活用事業）

## 資料 3

○産学共同研究開発棟(平成 16 年 12 月建築、軽量鉄骨造 2 階建、延床面積約 158 m<sup>2</sup>)

名称	延床面積 月額賃料（税込）	入居状況
産学共同研究開発棟	約 158 m <sup>2</sup> 79,200 円	(有)メディカルソフトウェアラボラトリー

### 【 指定管理の状況 】

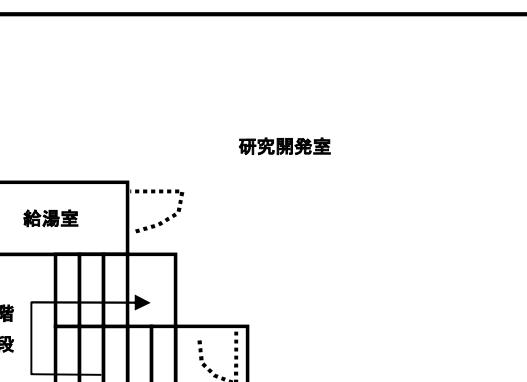
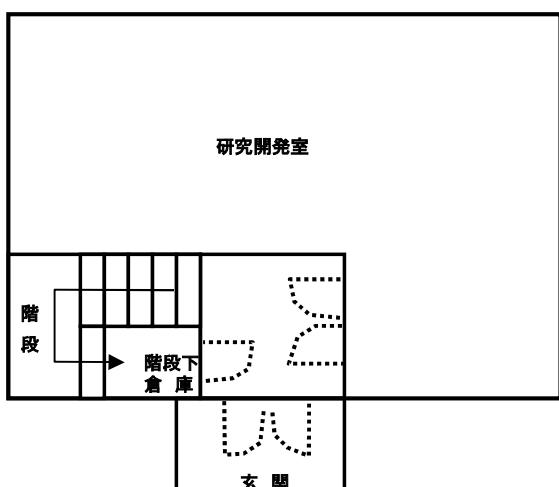
- 指定管理者 … 一般社団法人 霜仁会
- 指定管理期間 … 平成 18 年 4 月 ~ 平成 21 年 3 月 (当初)  
平成 21 年 4 月 ~ 平成 26 年 3 月 (更新)  
平成 26 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月 (更新)  
平成 31 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (更新)

### 【 MCC本館平面図 】



### 【 産学共同研究開発棟平面図 】

(1 階)



宇部市都市公園条例中一部改正の件

宇部市都市公園条例（昭和三十三年条例第六号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 一

別表第一及び別表第二の二の表中「水泳プール、陸上競技場、補助競技場」を「陸上競技場、多目的グラウンド」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

「説明」

恩田スポーツパーク整備事業の実施による公園施設の廃止及び新設に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

別表第一（第七条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、水泳プール、陸上競技場、補助競技場
恩田運動公園	野球場、水泳プール、陸上競技場、補助競技場

別表第二（第七条関係）

都市公園名	公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、水泳プール、陸上競技場、補助競技場
恩田運動公園	野球場、水泳プール、陸上競技場、補助競技場

二 別表第一（第七条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド
恩田運動公園	野球場、陸上競技場、多目的グラウンド

二 別表第二（第七条関係）

## 議案第110号

### 工事請負変更契約締結の件

令和5年9月市議会定例会において議決された議案第82号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

変更請負金額 一金 190,232,900円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（当初 一金 188,100,000円也）

#### 【説明】

- 1 工事名 宇部市新庁舎2期棟新築（電気設備）工事
- 2 工事場所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 工事の概要
  - (1) 電灯・動力設備工事 一式
  - (2) 入退室管理設備工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 鶴谷秀電社・前村電気工事共同企業体  
代表者 宇部市東琴芝一丁目1番46号  
株式会社鶴谷秀電社  
代表取締役 鶴 谷 孝 二  
宇部市神原町二丁目8番51号  
前村電気工事株式会社  
代表取締役 前 村 隆 文
- 5 変更の理由 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、工事請負金額を増額変更するものである。



## 議案第111号

### 工事請負変更契約締結の件

令和5年9月市議会定例会において議決された議案第83号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

変更請負金額 一金 266,714,800円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（当初 一金 264,000,000円也）

#### 【説明】

- 1 工事名 宇部市新庁舎2期棟新築（機械設備）工事
- 2 工事場所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 工事の概要
  - (1) 空気調和設備工事 一式
  - (2) 給排水衛生設備工事 一式 ほか
- 4 契約の相手方 大栄建設・富士管工共同企業体  
代表者 宇部市北琴芝二丁目12番1-2号  
大栄建設株式会社  
代表取締役社長 原 田 亜希那  
(当初 取締役社長 原 田 育)  
宇部市文京町6番33号  
富士管工株式会社  
代表取締役 柴 田 泰 広
- 5 変更の理由 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、工事請負金額を増額変更するものである。



# 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

資料

電気設備工事  
機械設備工事

旧労務単価  
で積算  
(令和5年1月)

入札公告

開札

仮契約

9月議会  
承認

【新労務単価の適用(通知)  
令和5年3月1日以降に  
契約を締結する工事のうち、  
旧労務単価で積算しているものを、  
特例措置の対象とする。】

契約  
締結  
9月26日

変更協議

変更仮契約

12月議会  
上程

新労務単価に基づく  
契約に変更するための協議

※参考  
建築主体工事は、再入札の際  
新労務単価で積算しているため対象外